

被保険者 各位

令和元年 10 月

塩野義健康保険組合

はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧（あはき）
にかかる療養費の申請方法について

日頃は、健康保険組合の事業運営にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、はり師、きゅう師及びあんま・マッサージ・指圧師（以下、「施術者」と言う）の施術に係る療養費について、厚生労働省の決定により「受領委任払い」の制度（※1）が導入され、健保組合がこの制度に参加するか否かを含め、組合会で審議を行い、今後のあはき療養費の支払い方法を決議することとされました。

そこで、当健保組合においては、令和元年 7 月に開催した第 171 回組合会で審議いただいた結果、「償還払い」（※3）へ変更する決定とされました。

従来、「償還払い」「代理受領払い」の両制度で受け付けておりましたが、「代理受領払い」（※2）は、同制度導入後に廃止することとなりました。

つきましては、支払方法を変更いたしますので、ご理解・ご協力の程、宜しくお願ひいたします。

（※1）受領委任払い（受領委任の取扱規程 保発 0612 第 2 号平成 30 年 6 月 12 日）

患者は一部負担額を施術所で支払い、療養費支給申請書に請求委任の署名をする。施術者等と健保組合は受領委任規程に則り事務の取扱いを行い、療養費は施術者等に支給されるもの

（※2）代理受領払い

患者と施術者等の契約による委任請求に基づき、療養費は施術者等に支給されるもの

（※3）償還払い（健康保険法第 87 条 健康保険法施行規則第 66 条）

患者は施術料全額を施術所で支払い、療養費は被保険者等からの申請と領収書原本等の提出に基づき被保険者または患者に支給されるもの ※法令上支払い方法の原則

記

1. 変更時期 令和元年 11 月 施術分より

2. 支払方法 償還払い

（窓口で施術料の全額を支払った後、被保険者が健保組合に療養費の申請を行う方法）

3. 申請方法

- ① 医師から「はり・きゅう」「あん摩・マッサージ・指圧」の施術について同意を受ける
- ② 施術を受けた後、施術料の全額を施術所窓口で支払い、必ず「領収書」を受け取る
- ③ 施術者等に施術内容等の証明を受ける（療養費支給申請書内に記載）
- ④ 次の書類を揃えて、当健保組合にご提出ください。

はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧（あはき）
療養費支給申請に必要となる書類等について

- 『療養費支給申請書』・・・当健保組合ホームページから印刷
『はり、きゅう用』または『あん摩・マッサージ・指圧用』の該当するものに記入。
(施術内容欄・施術証明欄は施術者、それ以外の項目は申請者(被保険者)が記入)
- 『領収書原本』(全額自己負担額の記載、患者氏名、施術日、領収印のあるもの)

【以下は該当する場合に添付が必要なもの】

- 『医師の施術同意書（原本）』
初療日から 6 か月を経過した時点で、更に施術を受ける場合は再度、医師の診察のうえ施術同意(再同意)を受けることが必要です。
また、同意期間内において 2 回目以降の請求については、医師の同意書の添付は省略または医師同意書（写し）の添付で差し支えありません。
- 『施術報告書（写し）』
施術者の施術報告書交付料の算定が行われている場合は、施術者等が発行した当該書類の写しを確認のため添付してください。
- 『往療状況確認書』・・・当健保組合ホームページから印刷
往療の施術を受けた場合、施術者等へ『往療状況確認書』の記入を受け申請書に添付をしてください。
- 『1 年以上・月 16 回以上施術継続理由・状態記入書』・・・施術者等が作成初療の日から 1 年以上経過、かつ、1 ヶ月間の施術を受けた回数が 16 回以上となる場合は当該書類を添付してください。

4. その他注意事項

- ※暦月ごとに申請してください。(月末までの施術を終えた後、月単位で申請)
- ※当健保組合において審査のうえ、支給決定を行います。
- ※医療機関との併用確認等のため、支給は最短で施術月から 3 ヶ月後以降となります。

5. 留意事項

令和元年 11 月施術分以降、施術者等からの申請があった場合は、委任した被保険者へ申請書を返却させていただきます。お手数ですが、償還払い(領収書(原本)等の添付)の手続きにより再申請をしてください。